

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を、次のように改正しました。

1 改正の概要

(1) 環境管理事業所の認定に係る欠格事項中の引用法律名の改正（第 28 条第 11 号）

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）が改正され、同法の題名が「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められたことに伴い、規則第 28 条第 11 号中の引用文言を改正します。

(2) 拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域となる対象施設の追加（第 47 条）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）が改正され、新たに「幼保連携型認定こども園」に関する規定が新設されましたが、この「幼保連携型認定こども園」は、学校及び保育所と同様に、特に静穏の保持を必要とする施設として取り扱う必要があることから、規則第 47 条の拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域に係る対象施設として追加します。

(3) エネルギー供給事業者に関する引用条項の改正（第 90 条の 4 第 1 号）

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）が改正され、電気事業者の定義が改められること等に伴い、規則第 90 条の 4 第 1 号中の「第 2 条第 1 項第 10 号」を「第 2 条第 1 項第 17 号」に改め、「及び同項第 12 号に規定する卸供給事業者」を削除します。

(4) トリクロロエチレンに関する基準値の改正（別表第 11 及び別表第 15）

平成 26 年 11 月 17 日に、水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 26 年環境省告示第 126 号）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件（平成 26 年環境省告示第 127 号）が告示され、トリクロロエチレンについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正されました。

これを受け、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令が改正され、トリクロロエチレンの排水基準が 0.3mg/L から 0.1mg/L に、地下水浄化基準が 0.03mg/L から 0.01mg/L に改正されました。

この改正を踏まえ、規則別表第 11 及び別表第 15 について、国が定める排水基準及び地下水浄化基準と同等の基準に改正します。

2 公布日

平成 27 年 10 月 15 日発行の横浜市報に登載して公布します。

3 施行日

- (1) 環境管理事業所認定の欠格事項に係る引用法律名の改正及び拡声機を使用する宣伝放送の禁止区域となる対象施設の追可
公布の日から施行します。
- (2) トリクロロエチレンに関する基準値の改正
平成 27 年 10 月 21 日から施行します
- (3) エネルギー供給事業者に関する引用条項の改正
平成 28 年 4 月 1 日から施行します。